

富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に  
関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（令和7年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可による特例)

第2条 条例第5条第1項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（様式第1号）の正本1通及び副本1通に、それぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、許可に関し必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請について許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可通知書（様式第2号）に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(違反建築物に対する措置)

第3条 条例第6条第1項の規定により必要な措置を命ずるときは、措置命令書（様式第3号）により行うものとする。

(報告及び立入検査)

第4条 市長は、条例第7条第1項の規定により、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（条例第4条第1項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は条例第5条第2項の規定により許可の条件として付された当該建築物の緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し緑化施設状況報告書（様式第4号）により報告させることができる。

2 市長は、条例第7条第1項の規定により、その職員に、建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

3 条例第7条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第5号）のとおりにする。

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の申請）

第5条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）

第42条及び条例第9条の規定により、その計画が条例第4条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（様式第6号）の正本1通及び副本1通に、それぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について条例第4条第1項の規定に適合していると認めたときは、緑化率適合証明書（様式第7号）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

（緑化施設の工事の認定の手続等）

第6条 省令第10条の規定により市長に提出する申請書及び添付図書の部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定通知書（様式第8号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 法第43条第1項の規定による認定を受けた者は、緑化施設の工事が完了した日から4日以内に緑化施設工事完了延期認定に係る緑化施設工事完了届（様式第9号）に前項の緑化施設工事完了延期認定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ等）

第7条 条例第5条第1項各号の規定による許可又は法43条第1項の規定による認定（以下「許可等」という。）の申請を取り下げようとする者は、申請取下げ届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 許可等を受けた工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（様式第11号）に、許可等に係る緑化率の適用除外に関する許可通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（緑化施設の変更の届出）

第8条 許可等を受けた工事の完了前に緑化施設を変更しようとするときは、緑化施設変更届（様式第12号）に、別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（建築主の変更の届出）

第9条 許可等に係る建築物で、当該工事の完了前に、建築主を変更しようとする者は、建築主変更届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第10条 条例第4条第1項の規定による制限又は条例第5条第2項の規定による許可に付された条件の対象となる建築物の新築若しくは増築をしようとする者は、緑化施設の工事が完了した日から4日以内に緑化施設工事完了届（様式第14号）に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

（工事の検査）

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該緑化施設の工事の条例第4条第1項又は第5条第2項の規定への適合について検査するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条、第5条及び第8条関係）

図書の種類	図書に明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
平面図	縮尺、方位、屋上等の緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
立面図	縮尺、壁面緑化等を行う場合の緑化施設の位置及び種別並びに緑化施設の面積
緑化施設の面積の算	求積図及び面積算出表

出根拠を示す図面

様式第1号（第2条関係）

緑化率の適用除外に関する許可申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例  
第5条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築
緑化施設の概要及び規模	
緑化施設の種別	
緑化施設の配置	配置図のとおり
緑化施設の面積	m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	%
建築物着工予定年月日	年 月 日
建築物完了予定年月日	年 月 日
申請理由	

様式第2号（第2条関係）

緑化率の適用除外に関する許可通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付で申請のあった建築物の緑化率の適用除外については、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例第5条第1項第 号の規定による許可をいたしましたので通知します。

申請年月日	年 月 日
建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
許可の条件	

備考 この通知書は大切に保管してください。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第3条関係）

措置命令書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



次の建築物に係る緑化施設について、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例第6条第1項の規定により措置するよう命じます。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
措置すべき内容	
措置の期限	年 月 日

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として（訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第4条関係）

緑化施設状況報告書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

次の建築物の緑化施設について報告します。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
施設の状況	

様式第5号（第4条関係）

身分証明書

第 号

所 属

職・氏名

生年月日

上記の者は、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例第7条第1項の規定に基づき、建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件の検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

富士見市長



様式第6号（第5条関係）

緑化率適合証明申請書

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

都市緑地法施行規則第42条及び富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例第9条の規定により、同条例第4条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付について申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築
緑化施設の概要及び規模	
緑化施設の種別	
緑化施設の配置	配置図のとおり
緑化施設的面積	m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	%
建築物着工予定年月日	年 月 日
建築物完了予定年月日	年 月 日

備考 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

様式第7号（第5条関係）

緑化率適合証明書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



次の建築物の計画については、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例第4条第1項の規定に適合していることを証明します。

申請年月日	年 月 日
建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
緑化施設的面積	m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	%

備考 この証明書は大切に保管してください。

様式第8号（第6条関係）

緑化施設工事完了延期認定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



次のとおり申請のあった建築物については、都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定をしたので通知します。

申請年月日	年 月 日
建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
工事を完了することができない 緑化施設の概要及び規模	
工事を完了することができない 理由	
完了予定年月日	年 月 日

備考 緑化施設の工事が完了したときは、緑化施設工事完了延期認定に係る緑化施設工事完了届にこの通知書の写しを添付して提出してください。

様式第9号（第6条関係）

緑化施設工事完了延期認定に係る緑化施設工事完了届

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

年 月 日付け第 号にて認定を受けた建築物に係る緑化施設については、工事が完了しましたので富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

この届及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築
緑化施設的面積	m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	%
緑化施設工事完了年月日	年 月 日

- 備考 1 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。
- 2 整備後の写真を別方向から撮影したものを2枚以上と、撮影箇所を明記した平面図を添付してください。

様式第10号（第7条関係）

申請取下げ届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

先に提出した

緑化率の適用除外に関する許可申請  
 都市緑地法第43条第1項の規定による認定の申請 } を取り下げたいので、

富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第7条第1項の規定により届け出ます。

申請年月日	年 月 日
建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築
取下げの理由	

様式第11号（第7条関係）

工事取りやめ届

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

{  緑化率の適用除外に関する許可  
 緑化施設工事完了延期認定 } を受けた建築物について工事を取りやめま

したので、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第7条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日又は認定年月日	年 月 日
許可番号又は認定番号	第 号
建築物の名称	
敷地の地名地番	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築
取りやめの理由	

様式第12号（第8条関係）

緑化施設変更届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

次のとおり緑化施設の内容を変更したいので、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

建築物の名称	(変更前)	(変更後)
敷地の地名地番	(変更前)	(変更後)
敷地の面積	(変更前)	m <sup>2</sup> (変更後) m <sup>2</sup>
建築物の工事種別	新築 ・ 増築	
緑化施設の概要及び規模	(変更前)	(変更後)
緑化施設の種別	(変更前)	(変更後)
緑化施設の配置	(変更前)	(変更後)
緑化施設的面積	(変更前)	m <sup>2</sup> (変更後) m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 (緑化率)	(変更前)	% (変更後) %
建築物着工予定年月日	(変更前)	年 月 日
	(変更後)	年 月 日
建築物完了予定年月日	(変更前)	年 月 日
	(変更後)	年 月 日

様式第13号（第9条関係）

建築主変更届

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

{ 緑化率の適用除外に関する許可 } を受けた建築物について建築主に変更があり  
{ 緑化施設工事完了延期認定 }

ましたので、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

建築主	旧	住所
		氏名
		電話番号
	新	住所
		氏名
		電話番号
許可年月日又は認定年月日	年 月 日	
許可番号又は認定番号	第 号	
建築物の名称		
敷地の地名地番		
敷地の面積	m <sup>2</sup>	
変更の理由		

様式第14号（第10条関係）

緑化施設工事完了届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者 住所

氏名

電話番号

緑化施設の工事が完了しましたので、富士見上南畑地区地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

この届及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
敷地の地名地番	
緑化施設の配置	配置図のとおり
緑化施設の面積	m <sup>2</sup>
建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）	%
建築物着工年月日	年 月 日
建築物完了年月日	年 月 日

備考 整備後の写真を別方向から撮影したものを2枚以上と、撮影箇所を明記した平面図を添付してください。